

栃木県住宅確保要配慮者居住支援法人指定等制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）第40条の規定に基づく住宅確保要配慮者居住支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等に関し、法及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年国土交通省令第63号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 法第40条の規定による支援法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、住宅確保要配慮者居住支援法人指定申請書（様式第1号）を知事に提出するものとする。

2 省令第27条第2項第7号において知事が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- 一 法人の組織体制を記載した書面
- 二 法第42条に規定する支援業務の活動実績を示す書類
- 三 個人情報保護規程その他これに準ずるもの
- 四 申請者が法第42条第1項第1号に規定する業務（以下、「債務保証業務」という。）及びこれに附帯する業務を行おうとする場合は、家賃債務保証業者登録規定（平成29年国土交通省告示第898号）の登録を受けた法人（以下、「登録債務保証業事業者」という。）であることがわかる書類
- 五 債務保証業務を自ら行わない場合においては、委託事業者が登録債務保証業事業者に登録されていることがわかる書類及び業務委託契約書
- 六 支援法人指定に関する誓約書（様式第2号）
- 七 支援業務の実施に関する誓約書（様式第3号）
- 八 前各号に掲げるもののほか、支援法人の業務に関し知事が必要と認める書類

(名称等の変更)

第3条 法第41条第2項の規定による変更の届出は、住宅確保要配慮者居住支援法人名称等変更届出書（様式第4号）により行うものとする。

(債務保証業務規程の認可)

第4条 法第44条に基づく債務保証業務の認可については、債務保証業務規程認可申請書（様式第5号）にあらかじめ定めた債務保証業務に関する規程（以下「債務保証業務規程」という。）を添付し申請するものとする。

2 前項で認可を受けた債務保証業務規程を変更しようとするときは、債務保証業務規程変更認可申請書（様式第6号）に変更した債務保証業務規程を添付し申請するものとする。

(事業計画等の認可)

第5条 法第45条に基づく支援業務に係る事業計画及び収支予算の認可については、支援業務事業計画等認可申請書（様式第7号）に支援業務に係る事業計画及び収支予算（以下「事業計画等」という。）を添付

し申請するものとする。

- 2 前項で認可を受けた事業計画等を変更しようとするときは、支援業務事業計画等変更認可申請書（様式第8号）に、事業計画等を添付し申請するものとする。
- 3 法第45条第2項に基づく提出については、支援業務事業報告書等提出書（様式第9号）に、支援業務に係る事業報告書及び収支決算書、財産目録及び貸借対照表を添付し報告するものとする。

（指定の辞退）

第6条 支援法人が、自らのやむを得ない理由により、指定の辞退を行う場合は、住宅確保要配慮者居住支援法人指定辞退届出書（様式第10号）を提出するものとする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は令和2年3月10日から施行する。

附則

この要綱は令和3年2月3日から施行する。

附則

この要綱は令和4年11月9日から施行する。

附則

この要綱は令和5年3月20日から施行する。